

令和 7 年度由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱運用基準

【令和 7 年 5 月 2 0 日指名審査調整会議承認】

市建設工事共同企業体取扱要綱第 1 2 条第 2 項及び第 1 5 条第 2 項に規定する運用基準については、市内建設業を取り巻く社会情勢等を考慮して、原則として以下のとおりとする。

1 工種及び工事費（第 1 2 条第 2 項関係）

特定建設工事共同企業体への発注は、技術的難度にかかわらず、次の工事について実施するものとする。

工 種	工 事 費	工 種	工 事 費
一般土木工事	1 億円以上	設備工事（電気・機械）	1 億円以上
建築一式工事	3 億円以上	その他の工事	1 億円以上

注 1） 原則として市内業者同士の J V によるものとする。これにより難しい場合にあっても、市内業者を含む J V となるよう努めるものとする。

注 2） 令和 7 年 3 月 2 5 日以降に入札公告が行われる一般土木工事に係る本表の適用については、当分の間、一般土木工事の項中の「1 億円」を、「4 億円」とする。

2 構成員の要件（第 1 5 条第 2 項関係）

工 種	工 事 費	構成員数	要 件		
			対 象	等級格付	施工実績等
一般土木工事	1 億円～	2 ～ 3	代表者	A 級	必要に応じて案件ごとに定める
			構成員	A 級	
建築一式工事	3 億円～	2 ～ 3	代表者	A 級	
			構成員	A 級	
設備工事	1 億円～	2 ～ 3	代表者	A 級	
			構成員	A 級	
その他の工事	1 億円～	2 ～ 3	代表者	A 級	
			構成員	A 級	

注 1） 工事の内容により特に必要と認めた場合に限り、構成員数等を変更することができるものとする。

注 2） 令和 7 年 3 月 2 5 日以降に入札公告が行われる一般土木工事に係る本表の適用については、当分の間、一般土木工事の項中の「1 億円」を、「4 億円」とする。